

第二種特定工作物に該当しない運動場・レジャー施設に係る管理施設

- 1 1,000平方メートル以上の第二種特定工作物に該当しない運動場・レジャー施設を適正に管理するための最低限必要な建築物であること。
 - 2 建築物は次の各号に該当すること。
 - (1)用途は、事務室、休憩室、物置、便所等であって第二種特定工作物に該当しない運動場・レジャー施設の維持管理上又は利用上不可欠と認められるものであること。
 - (2)規模は、延べ面積50平方メートル以下の平屋建てであること。
 - 3 建築物を建築する土地は次の各号に該当すること。
 - (1)面積は100平方メートル以下であること。
 - (2)当該第二種特定工作物に該当しない運動場・レジャー施設用地に隣接していること。
 - (3)当該地の境界は構造物等で明確に区分すること。
 - 4 当該第二種特定工作物に該当しない運動場・レジャー施設内に適切な排水施設等が整備されていること。
 - 5 騒音、振動、臭気又は景観等が周囲の環境等に著しく害をおよぼすおそれのないこと。
 - 6 開発又は建築を行うために他の法令による許可等が必要な場合は、その許可等が受けられるものであること。
- ※被管理地を含めた区域で宅地開発指導要綱に基づく事前協議を行うこと。

露天駐車場・露天資材置場に係る管理施設

- 1 2,000平方メートル以上の露天駐車場又は露天資材置場を適正に管理するための最低限必要な建築物であること。
- 2 建築物は次の各号に該当すること。
 - (1)用途は、事務所、営業所でなく、休憩室、物置、便所等であって露天駐車場又は露天資材置場の維持管理上又は利用上不可欠と認められるものであること。
 - (2)規模は、延べ面積50平方メートル以下の平屋建てであること。
- 3 建築物を建築する土地は次の各号に該当すること。
 - (1)面積は100平方メートル以下であること。
 - (2)当該露天駐車場又は露天資材置場に隣接していること。
 - (3)当該地の境界は構造物等で明確に区分すること。
- 4 露天駐車場又は露天資材置場内に適切な排水施設等が整備されていること。
- 5 騒音、振動、臭気又は景観等が周囲の環境等に著しく害をおよぼすおそれのないこと。
- 6 開発又は建築を行うために他の法令による許可等が必要な場合は、その許可等が受けられるものであること。